

令和 6 年度

第 9 期事業計画書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

～重症児者の笑顔と未来を創る～

社会福祉法人

ふれ愛名古屋

はじめに

令和6年は大地震での幕開けになってしまいました。改めて震災への備えの重要性を意識させられました。前回の南海トラフ地震から今年で80年が経過しました。過去1400年では90～150年周期で到来するとされており、警戒レベルを一層上げる必要があるでしょう。BCP策定義務化もそれを後押ししています。長年要望していた人工呼吸器装着者への非常電源購入補助施策もついに名古屋市に承認されました。当法人でも避難場所の確保・非常電源整備など従来の対策を拡充し、津波災害警戒区域内の事業所の移転も含め検討していきます。

在宅移行後の家族孤立を防ぐ体制整備は私のライフワークですが、医療的ケア児支援法施行を受け、愛知県・名古屋市でも様々な進歩がありました。県医療的ケア児支援センターの活動の本格化、「愛知県のすべての医療的ケア児と家族に対する支援ネットワーク構築事業」の開始、名古屋市のスーパーバイザー増員、基幹相談支援センターへの小児コーディネーター配置、このように相談支援体制・地域多職種連携体制が見違えるほど強化されつつあります。

今後の課題としては医療的ケア児の全数把握・個別避難計画策定・非常電源配備指定福祉避難所整備・通学支援策の整備・移行期医療問題などが挙げられます。法人理念の「どんな重い障害があっても地域で生活できる」ために、福祉サービス提供のみならず地域社会への働きかけにも引き続き努力してまいります。

社会福祉法人ふれ愛名古屋
理事長 浅井 隼人

令和 6 年度 事業計画

法人理念「重症児者の笑顔と未来を創る」

基本方針

1. 社会福祉法人としての社会的貢献

- (1) 重症児者地域生活支援の地域連携強化
- (2) 重症児者医療と福祉の融合化

2. 既存事業の充実

- (1) 医療型短期入所「こかげ」の体制の充実
- (2) 生活介護事業の充実
- (3) 放課後等デイサービス、児童発達支援事業の充実
- (4) 居宅介護事業体制の構築

3. NICU からの在宅移行体制の向上を目的とした働きかけ

1. 事業実施の方針

ふれ愛名古屋の基本理念である「重症児者の笑顔と未来を創る」を実現する為、医療的ケア児者・重症児者に対応し、「家族支援拠点ふきあげ」を中心とした医療と福祉の融合した社会実現を目指します。

- (1) ふれ愛名古屋の事業の現状

ふれ愛名古屋は、拠点ごとに一体的な管理をしています。

【港拠点】では、生活介護 satsuki、放課後等デイサービス mei・放課後等デイサービス hoshi を展開しています。

【昭和拠点】では、生活介護かえで、児童発達支援 Hana、放課後等デイサービス natsu、居宅介護 haru、医療型短期入所こかけ、小児在宅クリニックみちくさを展開しています。

(2) 今期の事業の方向性

- 1 昨年度は、hoshi 事業所の老朽化のため、移転場所を検討してきました。移転場所は、熱田区東部に位置し津波災害警戒区域から外れます。秋に設備工事を行い、令和 7 年 1 月開所に向け準備をすすめます。
- 2 令和 6 年の報酬改定を踏まえ、生活介護かえでの定員を 20 名から定員 10 名へ変更します。
- 3 令和 6 年 3 月より、医療型短期入所こかけの開所を週 3 日から週 4 日へ増やしました。安定した夜間受入れを行えるよう人員配置を行います。
- 4 居宅介護 haru は、令和 5 年度サービス提供責任者を 2 名から 1 名に減らしましたが、居宅介護へ従事する職員の半数以上がデイサービスを兼務しているヘルパーのため、運用上難しい面が見られました。今年度は、非常勤のサービス提供責任者 1 名を昭和ブロックに配置し、より迅速に利用者のニーズに応えられる体制の再構築をします。
- 5 令和 6 年 4 月から義務化となった『自然災害発生時における業務継続計画（BCP）』は、年間スケジュールに従い、訓練後の反省、気づきを集約し計画のバージョンアップとスタッフの普段からの意識づけに努めます。
- 6 令和 6 年度は、2 名の新卒採用をしました。これまで所属する事業所単位で研修を行っていましたが、今年度は年間プログラムとし、様々な職種が専門分野を活かし新卒の研修を行っていきます。子どもから成人まで総合的に支援を行うふれ愛名古屋の特性を学ぶ 1 年とします。
- 7 職員の処遇については、4 月より社員のベースアップを行います。
- 8 現行の資格手当を見直し、初任者研修、実務者研修、重度訪問従事者研修修了者の手当として￥2,000 を増設、また准看護師は、正看護師と同額とします。
- 9 事務部門は、令和 6 年 4 月より労務担当者が産休育休を取得予定です。令和 6 年 2 月より非常勤 1 名を採用しましたが退職、また 3 月来られる予定であった派遣職員の突然の辞退もあり、当面、事務局内で分担し労務業務を行います。出来るだけ早く労務や経理経験のある職員を採用できるよう求人を進めます。

次に、各事業所における今期の方向性を定め、下記のように進めていきます。

1 児童発達支援/放課後等デイサービス「Hana」

今年度も引き続き、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型として、未就学児と就学児（小学部低学年）を柔軟に受け入れます。

医療依存度も高く、0歳児からの問い合わせも増えてきています。在宅での生活を不安なく送って頂けるように、支援だけでなくその他の社会資源や情報も提供できるように努めています。また「みちくさ」契約児童も多いことから医師とも情報を共有し、ご家族に安心してサービスを提供できるよう努めます。

2 放課後等デイサービス「natsu」

今年度は新卒職員が natsu と Hana に各 1名、昭和に所属します。新卒の1年を通しての研修プログラムは初めての試みです。

Hana 責任者と情報共有しながら新卒職員が不安のない様、十分にコミュニケーションをとり育成をしていきます。

Hana より契約移行する、新しい利用児の理解を深め、利用児が早く環境に馴染めるよう努めます。

3 放課後等デイサービス「hoshi」

hoshi は施設の老朽化に伴い、昨年度より移転先を検討してきました。令和6年度は4月より助成金の申請をし、秋に設備工事を行います。

令和7年1月の開所を目指し準備を進めています。

4 放課後等デイサービス「mei」

昨年度末に、利用児3名が特別支援学校を卒業し、生活介護 satsuki へ移行しました。令和6年度は専門的支援加算を新たに取得します。

令和5年、所属しているスタッフが児童発達支援責任者資格を取得しました。将来責任者として事業所を担っていくよう指導していきます。

5 生活介護「satsuki」

令和6年度は mei より3名移行します。また、行き場がなく保護者より相談いただいた新規の利用者1名を受け入れます。

成人として個々の支援計画に添った取り組みができるよう努めます。

6 生活介護「かえで」

令和5年度の平均利用人数は、6.1名程でした。令和6年の報酬改定を踏まえ定員を20名から10名へ、人員配置加算については現行の1.7:1から新設された1.5:1へ変更して引き続き手厚い支援を行います。活動に力を入れ、今年度もさまざまな体験ができるよう取り組みます。

7 居宅介護「haru」

令和5年度は、サービス提供責任者を2名から1名体制に変更しましたが、4つの拠点のスタッフのシフト調整や利用児者対応をしていくことが難しく、令和6年度は事業所所在地である昭和区にサービス提供責任者1名を配置します。拠点ごとに運営を行うことにより、今まで以上に迅速な対応と丁寧な支援を実現します。

8 福祉有償運送事業

余暇活動支援または緊急時の移動手段として対応致します。

9 小児在宅クリニック「みちくさ」

令和4年8月から常勤医師2名体制となったことで、順調に患者数・売上は伸びています。更にあと1割程度の成長余地があると考えています。

昨今、成長に伴い高度の医療的ケアを必要とする20歳を超えた患者がじわじわ増加しており、主治医病院・在宅医とも彼らの成人科移行のプロトコルを作る必要に迫られています。これは全国的に噴出している医療体制の問題でもあり、医師会・小児科医会などと連携しながら体制整備に取り組んで行きます。

10 医療型短期入所「こかげ」

令和5年度はコロナが5類感染症と移行した中で、利用児者の家族の体調不良時も個室対応とし緊急でも受け入れることができます。スタッフは「業務委託」という形態で、訪問看護ステーションの看護師に夜勤や遅出スタッフとして入って頂くことができ、少しずつ看護師は増員しています。災害時・緊急時に備え、可能な限り看護師2名以上体制での夜勤とができました。また令和6年度より稼働日を週3回から4回に増やし、緊急時のセーフティネットの役割を果たす短期入所となるよう努めます。

11 訪問看護事業

今年度、訪問看護事業は行わない事とします。

12 居宅介護職員初任者研修等事業

今年度、居宅介護職員初任者研修等事業は行わない事とします。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害児通所支援事業
- (ロ) 放課後等デイサービス
- (ハ) 障害児相談支援事業
- (ニ) 障害福祉サービス事業
- (ホ) 移動支援事業
- (ヘ) 一般相談支援事業
- (ト) 特定相談支援事業

(2) 公益を目的とする事業

- (イ) 福祉有償運送事業
- (ロ) 診療所事業
- (ハ) 訪問看護事業
- (ニ) 居宅介護職員初任者研修等事業